

西吾妻山城登山道保全等に関する打ち合わせ

日時：2010年6月10日 14時～15時

場所：環境省東北地方環境事務所裏磐梯自然保護官事務所

参加者：裏磐梯自然保護官 福地壮太、会津森林管理署 流域管理調整官 藤原孝吉

高山の原生林を守る会 佐藤守、奥田博

1) 「高山の原生林を守る会」における登山道保全ボランティア実績とこれまでの経過説明に基づき、西吾妻山城登山道保全について議論した

- 誘導ロープ設置の効果はあったか。
- 水場周辺については植生回復効果が認められつつある。
- 斜面に切られた登山道に雨水等が流れ込み、斜面の表土が削られてしまうので、道を切るときは水を分散する措置が必要。
- 山形側では既に木道が整備され、保全事業は、NF 米沢が中心となって、その周辺の植生回復事業として実施されている。森林生態系保護地域としての保全は福島県より先をいっている。
- 登山道は特別保護地域指定のエリア内であり、環境省の管理管轄範囲だが、県に管理委託している。
- 該当する登山道は磐梯朝日国立公園計画図では12番と付されており、その登山道は特別保護地域で浄土平～白布峠まで吾妻連峰の主稜線を縦走する登山道である。12番に該当するか所の湿原及び高山植生の部分については、植生保護のため、木道等を整備する。(昭和60. 1. 31告示)」とある。しかし、現在のところ木道は未整備である。
- 山形県側では置賜森林管理署が事務局となり「吾妻山周辺森林生態系保護地域の保全管理に関する検討会」が設定されている。検討会の座長はNF 米沢の代表、植生回復事業の資金は県。という役割分担となっている。
- 西大嶺から西吾妻小屋間については登山道周辺の斜面崩壊も進行しており、自然保護団体のボランティアレベルで対応できる問題ではなく、行政はじめ関係機関により総合的に対応策を検討する必要がある。そのため福島県側でも同様の「検討会」を設定していく必要がある。
- かつて、吾妻連峰森林生態系保護地域の設定にあたって「協議会」が組織されていたが、現在は機能していない。
- 現状では、グランデコから縦走して天元台に向かっているツアーが多くなっており、利用の問題と保全についても検討が必要。
- 飯豊連峰保全協議会については環境省の羽黒自然保護官事務所が窓口になっているが、事務局は民間に委託している。登山道の設置計画に特化したものである。福島県に該当するか所は民有地なので会津森林管理署としては深く関与していない。

2) 今後の進め方

- 「吾妻連峰森林生態系保護地域連絡協議会(仮)」の立ち上げを目指す。県等に対する呼びかけは、裏磐梯自然保護官事務所または会津森林管理署のどちらで引き受け可能か持ち帰って検討する。
- 森林生態系保護地域については、面的管理は森林管理署、登山道の線的管理は環境省といった対処療法的対応ではなく、登山道の崩壊で森や湿原の崩壊につながっているのが実態であり、お互いに協力し、智慧を出していくことが大切。
- いずれにしても福島県自然保護課が参画することが必要だが、何の目的で誰が、どういうことをとった事を明確にしていけないと、行政は動きづらいだろう。群馬県では森林管理署がその辺の考え方を整理して「赤谷プロジェクト」を立ち上げた事例がある。
- 裏磐梯自然保護官事務所として「吾妻連峰森林生態系保護地域連絡協議会(仮)」設定の受け皿になれるか、6月末を目標に調整する。
- 今後はメールにより連絡を取り合うこととする。

西吾妻山城登山道保全打合せ

日時 2011 年 2 月 9 日

出席者

環境省東北地方環境事務所裏磐梯自然保護官事務所

首席自然保護官 新田弘市、自然保護官 福地壮太

NF 米沢

代表 青柳和良、副代表 竹田洋之

高山の原生林を守る会

代表 佐藤 守、事務局長 奥田 博

裏磐梯自然保護官事務所の説明概要(説明:福地氏)

6 月に若女平コースおよび西吾妻小屋－西大巔山頂間の登山道周辺の植生崩壊に対する環境省としての対応と吾妻連峰全体の自然環境保全協議会設立の要望があった。会津森林管理署と一緒に現場を踏査して申し入れのあった地域の現状を確認した。その後、環境省としての対応を検討してきたが、今回、当面の方針が固まったので説明したい。

1. 協議会設立について

飯豊山地保全協議会については、地元の山岳会の強い思い入れと活発な保護活動に対する協力があることで成立している。会合には 50 名を超える参加者がある。吾妻連峰の場合は、関係機関の意識もばらばらであり、協議会立ち上げは現状では困難と考えている。

2. 若女平コースおよび西吾妻小屋－西大巔山頂間の登山道周辺の植生崩壊対策について

協議会立ち上げは、とにかくとして、今回問題になっている箇所に対する個別の対応策について検討した。

自然公園計画図では西吾妻－一切経縦走道路の事業執行者としては、東大巔を基点として東側が福島県、西側が山形県とすることで合意している。これは昭和 48 年 9 月 7 日に環境省の公園事業計画として決定したものである。従って西吾妻小屋－西大巔山頂間は山形県が現在の管理責任者である。若女平コースについては管理責任者が空白となっている。このような行政的背景に基づき、環境省としては以下のように対応することとした。

(1) 西吾妻小屋－西大巔山頂間の登山道保全

山形県が事業執行者である以上、環境省が主体的に動くことはできない。まず、行政機関とのすり合わせをする必要がある。具体的には、関係する行政機関(山形県、米沢市)に担当者レベルで接触し、現状を説明し、事業執行者としての対応策を検討するよう働きかけていきたい。その後、自然保護グループも含めた民間関係者も参加した意見交換会を設けることも検討したい。

(2) 若女平コース

管理責任者がいないので裏磐梯自然保護官事務所が主体となって対応していきたい。まず、東北地方環境事務所に相談をし、対策を考えていきたい。

高山の原生林を守る会からは、以下の 2 点について要望した

1. 行政的に管理責任者が明確にされても、実態として機能しなければ植生崩壊は進行してしまう。民間の自然保護団体などが参加した協議会を設置することで、行政的対応の遅れが明確になるし、行政同士の連携も可能となる。山岳の自然保護や登山道保全に関する大学の研究や環境省の取り組みでもこのような協議会方式が最も効果的であることが認識されつつあることを説明し、協議会立ち上げについても検討されたい。なお、山形県の対応次第では NF 米沢とともに要望書を提出することも検討したいので適宜、情報提供していただきたい。

2. 水場から西大巔の区間は、地形的な問題も植生崩壊に関係している可能性もあるので、木道の設置など物理的対応だけでは崩壊防止は困難ではないかと危惧している。専門家による現地調査も検討されたい。

これらの件については、NF 米沢・青柳代表からも同様の意見が述べられた。また、登山道は環境省、登山道以外のエリアは森林管理署と区分されているが、実態としては登山道周辺も一体的に植生崩壊が進んでいる。特に若女平はそのような現象が顕著であり、行政的に割り切ることは必ずしもできないとの意見が述べられた。

西吾妻山城登山道保全打合せ

日時 2013 年 7 月 24 日 10 時～12 時

場所 裏磐梯自然保護官事務所

出席者

環境省東北地方環境事務所裏磐梯自然保護官事務所

首席自然保護官 二神紀彦、自然保護官補佐 渡部のり子

高山の原生林を守る会

代表 佐藤 守、事務局長 奥田 博

1. 佐藤守 経緯説明

- ・2010年6月に裏磐梯自然保護官事務所、会津森林管理署、高山の会で協議
- ・2011年2月に裏磐梯自然保護官事務所、NF 米沢、高山の会で協議(議事録と資料提出)

2. 具体的な活動

- ・西大巔周辺の斜面崩壊(Aブロック)
- ・若女平入口の崩壊(Dブロック)
- ・新たに梵天岩付近での池塘崩壊(Eブロック)

3. 質疑応答

- ・西吾妻周辺で活動している団体は？＝高山の原生林を守る会、米沢 NF、(福島県自然保護協会)
- ・森林管理署の考え＝登山道は環境省、周辺の森保全は森林管理署
- ・関東森林管理署所轄の置賜森林管理署の動きはいいが、東北森林管理署の会津森林管理署の動きは？
- ・福島県自然保護課は何も動かない。

4. 今後の進め方

- ・環境省が中心となって、行政間の調整の場を設定してゆくことはやぶさかではない。
- ・例えば「西大巔登山道崩壊」に絞って、環境省が中心となり、会津森林管理署、福島県自然保護課、自然保護団体の協議会を立ち上げるための課題を探る。

(2011年2月の要望事項)

高山の原生林を守る会からは、以下の2点について要望した

1. 行政的に管理責任者が明確にされても、実態として機能しなければ植生崩壊は進行してしまう。民間の自然保護団体などが参加した協議会を設置することで、行政的対応の遅れが明確になるし、行政同士の連携も可能となる。山岳の自然保護や登山道保全に関する大学の研究や環境省の取り組みでもこのような協議会方式が最も効果的であることが認識されつつあることを説明し、協議会立ち上げについても検討されたい。なお、山形県の対応次第ではNF 米沢とともに要望書を提出することも検討したいので適宜、情報提供していただきたい。
2. 水場から西大巔の区間は、地形的な問題も植生崩壊に関係している可能性もあるので、木道の設置など物理的対応だけでは崩壊防止は困難ではないかと危惧している。専門家による現地調査も検討されたい。
これらの件については、NF 米沢・青柳代表からも同様の意見が述べられた。また、登山道は環境省、登山道以外のエリアは森林管理署と区分されているが、実態としては登山道周辺も一体的に植生崩壊が進んでいる。特に若女平はそのような現象が顕著であり、行政的に割り切ることは必ずしもできないとの意見が述べられた。